

令和4年 第4回

士幌町議会定例会議案

令和4年12月2日

承認第1号	専決処分承認を求めることについて
議案第1号	辺地総合整備計画の変更について
議案第2号	指定管理者の指定について
議案第3号	指定管理者の指定について
議案第4号	物品購入契約の締結について
議案第5号	士幌町課設置条例の全部を改正する条例案
議案第6号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第7号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第8号	職員の高齢者部分休業に関する条例案
議案第9号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第10号	士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第11号	士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第12号	士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第13号	愛のまち建設基金条例の一部を改正する条例案
議案第14号	士幌町看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例案
議案第15号	令和4年度士幌町一般会計補正予算(第7号)
議案第16号	令和4年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第17号	令和4年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
議案第18号	令和4年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第19号	令和4年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
議案第20号	令和4年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第21号	令和4年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議案第22号	令和4年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月2日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 高木 康弘

議案第 1 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、新田・西上・中音更辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 新田・西上・中音更辺地
 (辺地の人口 545人 面積80.3 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字上音更・字中音更・字ウリマク
- (2) 地域の中心の位置 河東郡士幌町字上音更西3線229番地10
- (3) 辺地度数 277点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 道 路 ～ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装、防雪対策の整備が必要である。
- (2) 農業 経営近代化施設 ～ 大規模農業経営が行われている区域で土地利用の変化及び降雨形態の変化に伴い、降雨時には流出量の増加により通水能力が不足し、農地に湛水被害が発生している。排水路及び農道の整備を行い、農地の湛水被害を解消し、生産性の向上及び農作業の効率化を図る為に必要である。

3. 公共的施設の整備計画 令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路 (橋梁長寿命化修繕事業(新田・西上・中音更)ほか1事業)	士幌町	209,500	37,851	171,649	171,600
農業 経営近代化施設 (士幌川西地区担い手畑地帯総合整備事業 ほか2事業)	北海道	407,652	0	407,652	(269,800) 233,400
合 計		617,152	37,851	579,301	(441,400) 405,000

議案第2号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 上居辺へき地保育所
- 2 指定管理者 河東郡士幌町字士幌東7線175番地
特定非営利活動法人上居辺地区へき地保育所
理事長 河 村 拓 也
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

説 明

上居辺へき地保育所に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第3号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町総合研修センター
- 2 指定管理者 帯広市東4条南10丁目2番地
株式会社オカモト
代表取締役 岡 本 謙 一
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

説 明

士幌町総合研修センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 4 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

- 1 契約の目的 スクールバス購入

- 2 契約の方法 指名競争入札

- 3 契約の相手方 士幌町字士幌西 2 線163番地
 有限会社 西部自動車整備工場
 代表取締役 西部 栄司

- 4 契約金額 25,410,000円

説 明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 5 号

士幌町課設置条例の全部を改正する条例案

士幌町課設置条例の全部を改正する条例
士幌町課設置条例（平成15年条例第 5 号）の全部を改正する。

士幌町課設置条例

（課の設置）

第 1 条 士幌町に、次の課を置く。

総務課

地域戦略課

町民課

産業振興課

建設課

保健福祉課

幼児教育課

消防課

（課の事務分掌）

第 2 条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- （ 1 ） 議会及び町の行政一般に関する事項
- （ 2 ） 条例、文書に関する事項
- （ 3 ） 主な建設工事等の入札、契約に関する事項
- （ 4 ） 職員の進退及び身分に関する事項
- （ 5 ） 町有財産に関する事項
- （ 6 ） 町職員住宅の管理に関する事項
- （ 7 ） 防災に関する事項
- （ 8 ） デジタル推進に関する事項
- （ 9 ） 町の歳入歳出予算、起債その他財政の管理運営に関する事項
- （ 10 ） その他、他の課の所管に属さない事項

地域戦略課

- （ 1 ） 町政の企画調査に関する事項
- （ 2 ） 町政の総合的振興計画策定に関する事項

- (3) 町総合開発事業の推進に関する事項
- (4) 住民の相談の処理に関する事項
- (5) 広報に関する事項
- (6) 統計調査に関する事項
- (7) ふるさと納税に関する事項
- (8) 環境施策に関する事項

町民課

- (1) 戸籍及び住民登録に関する事項
- (2) 国民年金に関する事項
- (3) 環境衛生に関する事項
- (4) 公害に関する事項
- (5) 交通安全及び防犯に関する事項
- (6) 町税の賦課徴収に関する事項
- (7) 税外収入に関する事項
- (8) 国民健康保険に関する事項
- (9) 後期高齢者医療に関する事項
- (10) その他税務に関する事項
- (11) その他住民の窓口事務に関する事項

産業振興課

- (1) 農業に関する事項
- (2) 町有牧野の経営管理に関する事項
- (3) 畜産及び家畜衛生に関する事項
- (4) その他農畜産業の振興に関する事項
- (5) 町有林管理及び林業に関する事項
- (6) 商工水産業及び観光に関する事項
- (7) 労働者の福祉及び労働調整に関する事項

建設課

- (1) 道路橋梁及び河川並びに一般土木等に関する事項
- (2) 公共建物及び住宅行政に関する事項
- (3) 土地改良に関する事項
- (4) 建設工事の施行に関する事項
- (5) 道路、橋梁の維持補修及び冬季交通確保に関する事項
- (6) 公共賃貸住宅に関する事項
- (7) 住宅用地の造成及び管理に関する事項

- (8) 公園及び駐車場の管理に関する事項
- (9) 簡易水道、飲料水及び雑用水に関する事項
- (10) 下水道及び集落排水に関する事項
- (11) 地籍調査に関する事項

保健福祉課

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 保健・医療・福祉の総合対策に関する事項
- (3) 介護保険に関する事項
- (4) 介護支援に関する事項
- (5) 町民の健康増進に関する事項
- (6) その他保健衛生に関する事項

幼児教育課

- (1) 常設保育所に関する事項
- (2) 幼保連携型認定こども園に関する事項
- (3) へき地保育所に関する事項
- (4) 子育て支援に関する事項

消防課

- (1) 消防団に関する事項
- (2) その他、消防に関する事項

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

士幌町の行政組織及び事務分掌の見直しを実施するため、条例を改正するものである。

議案第6号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同

じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)第12条の2第1項に規定する職員が占める職(医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又

は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長され

た期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(町が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
-----------------------	-----

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和〇年条例第〇号。次項において「令和4年改正条例」という。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において

同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前で

なければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(町が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職

に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第5条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が

新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

説 明

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第7号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限についての手続及び効果に関する条例(昭和28年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

- 2 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)附則第9条の規定に基づく措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。
- 3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和28年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例(昭和40年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1

項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項ただし書、第7項ただし書及び第9項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第3条第4項の項を削り、同表第8条の3第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第11条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第11条第4項の項を削り、同表第11条第5項の項中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条の表を次のように改める。

第3条第4項	法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)
--------	---	--

	、当該定年前再任用短時間勤務職員	、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員
	当該定年前再任用短時間勤務職員の	当該任期付短時間勤務職員の
	第2条第3項	第2条第4項
第8条の3第2項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第17条	第4条第2項から第10項まで、第7条から第8条の2まで及び第9条の2	第7条から第8条の2まで及び第9条の2
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第9条の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え)

- 3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第9条の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「」に、勤務時間等条例第2条第2項の規定に定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(土幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 土幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5)職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項を次のように改める。

4 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、次条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例(昭和40年条例第7号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条第5項を削る。

第8条の3第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第11条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第14条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条中「第7条、第8条の2」を「第4条第2項から第10項まで、第7条から第8条の2まで」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7条を加える。

第9条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第11条において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

第10条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第〇号)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。)

第11条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第13条において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9条の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この条において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この

条において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第9条の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第12条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第13条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第9条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11条に規定する職員を除く。)であつて、同条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第14条 附則第11条又は前条の規定による給料を支給される職員以外の附則第9条の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第15条 附則第9条から前条までに定めるもののほか、附則第9条の規定による給料月額、附則第11条の規定による給料その他附則第9条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第3の4級の項中「係長」の次に「、専門官」を加える。

(特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第8条 特殊勤務手当支給条例(平成16年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

(職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部改正)

第9条 職員に対する寒冷地手当支給に関する条例(昭和39年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項の規定により採用された職員を除く。」を削る。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 職員の再任用に関する条例(平成14年条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の規定を適用する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給

料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第8条の3第2項及び第11条第3項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第15条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 職員の給与に関する条例第4条第2項から第10項まで、第7条から第8条の2まで及び第9条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第9条から第15条までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の特殊勤務手当支給条例の規定を適用する。

(職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 第9条の規定による改正後の職員に対する寒冷地手当支給に関する条例の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

説 明

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第 8 号

職員の高齢者部分休業に関する条例案

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第 2 条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、15分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額(給料の調整額を含む。)並びにこれに対する地域手当、管理職手当及び産業教育手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第 4 条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第 5 条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説 明

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の3の規定により、職員の高齢者部分休業に関する条例を制定するものである。

議案第9号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600

12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100

45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200

78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,500		
95		295,200	343,100	381,900		
96		295,600	343,500	382,300		
97		295,800	343,700	382,600		
98		296,100	344,100	383,100		
99		296,500	344,500	383,500		
100		296,900	344,800	383,900		
101		297,100	345,100	384,200		
102		297,400	345,500	384,700		
103		297,800	345,900	385,100		
104		298,100	346,300	385,500		
105		298,300	346,800	385,800		
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			

111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	177,000

2	227,000
3	277,000
4	327,000
5	376,000
6	422,000
7	472,000
8	533,000

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正（人事院勧告）に伴い、勤勉手当及び給料表について改定するため、条例を改正するものである。

議案第10号

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円		円
1	150,100	41	209,300	81	265,600	121	293,400
2	151,200	42	210,600	82	266,600	122	293,800
3	152,400	43	211,900	83	267,800	123	294,100
4	153,500	44	213,200	84	268,900	124	294,500
5	154,600	45	219,200	85	269,900	125	294,700
6	155,700	46	221,000	86	270,900	126	294,900
7	156,800	47	222,700	87	272,000	127	295,200
8	157,900	48	224,500	88	273,100	128	295,600
9	158,900	49	226,100	89	274,000	129	295,800
10	160,300	50	227,800	90	275,000	130	296,100
11	161,600	51	229,400	91	275,900	131	296,500
12	162,900	52	230,900	92	277,000	132	296,900
13	164,100	53	232,200	93	278,100	133	297,100
14	165,600	54	233,800	94	279,100	134	297,400
15	167,100	55	235,400	95	280,000	135	297,800
16	168,700	56	236,900	96	281,000	136	298,100
17	169,800	57	237,900	97	281,500	137	298,300
18	171,200	58	239,400	98	282,400	138	298,600
19	172,600	59	240,700	99	283,100	139	299,000
20	174,000	60	241,900	100	284,000	140	299,300

21	175,300	61	243,100	101	285,000	141	299,500
22	177,800	62	244,100	102	285,800	142	299,900
23	180,300	63	245,100	103	286,600	143	300,300
24	182,800	64	246,100	104	287,400	144	300,600
25	185,200	65	247,200	105	288,200	145	300,800
26	186,900	66	248,100	106	288,700	146	301,000
27	188,500	67	249,000	107	289,100	147	301,300
28	190,200	68	250,000	108	289,600	148	301,700
29	191,700	69	250,900	109	289,800	149	301,900
30	193,400	70	252,200	110	290,100	150	302,100
31	195,200	71	253,400	111	290,300	151	302,400
32	196,900	72	254,700	112	290,700	152	302,700
33	198,500	73	256,000	113	290,900	153	303,100
34	199,900	74	257,400	114	291,100	154	303,300
35	201,400	75	258,600	115	291,500	155	303,600
36	202,900	76	259,800	116	291,800	156	303,900
37	204,200	77	260,900	117	292,100	157	304,200
38	205,500	78	262,100	118	292,400		
39	206,700	79	263,400	119	292,700		
40	208,000	80	264,500	120	293,100		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第33条に規定する会計年度任用職員を除く。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合には、改正前の士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説 明

国家公務員の給与に関する法律の改正(人事院勧告)に伴い、勤勉手当及び給料表について改定するため、条例を改正するものである。

議案第11号

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町長等の給与等に関する条例（昭和46年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の215」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の士幌町長等の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び次項の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当に関する特例）
- 2 令和4年12月に支給する期末手当についての改正後の条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「100分の220」とあるのは、「100分の225」とする。
（給与の内払）
- 3 改正後の条例（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定を適用する場合においては、改正前の士幌町長等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説 明

一般職の職員の勤勉手当の支給率引き上げを考慮し、町長等の期末手当支給率について改定するため、条例を改正するものである。

議案第12号

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の430」を「100分の440」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（報酬等の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払とみなす。

説 明

一般職の職員の勤勉手当の支給率引き上げを考慮し、議会議員の期末手当支給率について改定するため、条例を改正するものである。

議案第13号

愛のまち建設基金条例の一部を改正する条例案

愛のまち建設基金条例の一部を改正する条例

愛のまち建設基金条例（昭和63年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 企業版ふるさと納税寄附金（地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定する寄附として受領した寄附金をいう。）

第5条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業

第5条第2項中「第1号」の次に「及び第2号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

地域再生法第5条第4項第2号に規定する寄附金を当該条例に位置づけ、事業推進の効率的な運用を期するため、条例を改正するものである。

議案第14号

士幌町看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例案

士幌町看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例

士幌町看護職員等養成修学資金貸付条例（昭和48年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「引続き修学資金の貸付期間の1.5倍の期間」を「引き続き別表に定める期間」に改める。

第7条第2号中「第6条」を「前条」に、「修学資金の貸付期間の1.5倍の期間」を「別表に定める期間」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条、第7条関係）

区分	期間
士幌町職員（看護職員）	貸付を受けた修学資金を100,000円で除して、1.5を乗じた月数。ただし、小数点以下は四捨五入する。
士幌町職員（介護職員）	貸付を受けた修学資金を100,000円で除して、2を乗じた月数。ただし、小数点以下は四捨五入する。
上記を除く町内の介護事業所の介護職員	貸付を受けた修学資金を100,000円で除した月数。ただし、小数点以下は四捨五入する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の士幌町看護職員等養成修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後の修学資金の貸付の決定から適用し、施行日前の修学資金の貸付については、なお従前の例による。

説 明

士幌町職員以外の町内介護事業所の介護職員の確保を図るため、条例を改正するものである。